

2019年9月12日

災害救助法が適用された地域において被害を受けられた皆様へ

このたびの台風15号による災害により被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

《被害のご連絡窓口》

お客さまからの被害のご連絡は、以下の受付窓口またはご契約の取扱代理店で承っております。

事故受付専用フリーダイヤル（24時間365日受付）

0120-492-585

《災害救助法適用に伴う特別措置のご案内》

①保険契約の継続手続き

災害救助法が適用された日から、2か月以内に満期日を迎えるご契約につきましては、満期日を過ぎてからでも災害救助法が適用された日から2か月以内に継続手続きくだされば、保険契約が継続されたものとしてお取扱いいたします。

②保険料の払込

災害救助法が適用された日から、2か月以内にお支払い頂くべき継続契約の保険料につきましては、災害救助法が適用された日から、2か月を限度にその払込を延期することができます。

《災害救助法の適用地域》

下記に掲載してありますのでご確認ください。

本件に関するお問い合わせ、ご相談は以下の担当窓口で承っております。

〒283-0068 千葉県東金市東岩崎15-6

ジック少額短期保険株式会社

電話：0475-50-2240（平日の午前9時30分～午後5時）

災害救助法適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<p>【千葉県】</p> <p>千葉市中央区、千葉市花見川区、千葉市稲毛区、千葉市若葉区、千葉市緑区、銚子市、館山市、木更津市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、勝浦市、市原市、鴨川市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町、香取郡神崎町、香取郡多古町、香取郡東庄町、山武郡九十九里町、山武郡芝山町、山武郡横芝光町、長生郡一宮町、長生郡睦沢町、長生郡長生村、長生郡白子町、長生郡長柄町、長生郡長南町、夷隅郡大多喜町、安房郡鋸南町</p>	<p>9月9日</p>	<p>多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。</p>	<p>災害救助法施行令第1条第1項第4号適用</p>